

矢田・庄内川をきれいにする会会則

第1章 名称および目的

第1条（名称）この会は矢田・庄内川をきれいにする会（略称きれいにする会）とします。

第2条（目的）この会は、庄内川水系を汚すすべての汚染源に対し、きれいで快適な生活環境をとり戻し次世代に引きつぐとともに、農育活動をとおして食料問題に取り組み、次代の食の安定を目指すことを目的とします。

第2章 会員およびその役割

第3条（会員）この会は会の目的、会則、活動方針に賛同し、入会を希望する人を会員とします。ただし、17歳までの人は準会員とします。

②会員は入会の翌年度から年会費3000円を会に納入することとします。ただし、準会員ならびに学生（高校生、大学生、その他専門学校生）の会費は免除します。

第4条（会長）この会は会を代表し、活動を統括する会長を置きます。

②会長は役員会により選びます。

第5条（事業部）この会は事業を円滑に推進するために次の事業部を置きます。

- (1)経理部 会の経理を担当します。
- (2)広報部 会の広報を担当します。
- (3)環境調査部 環境の調査・分析を担当します。
- (4)水質部 水質改善に向けた活動を担当します。
- (5)農育部 地域農業の支援・里山保全事業を担当します。

②部員は会員の中から希望する人を当てます。

③各部は部長および副部長を役員会に推薦します。

第6条（事務局）この会は運営に必要な事務を担当するために、事務局（名古屋市守山区川西一丁目1304番地）をおきます。

②事務局は会長の指名に基づく事務局員で構成し、局員の中から事務局長を役員会に推薦します。

第7条（連携）この会はNPO 土岐川・庄内川サポートセンターと密接な連携のもとに事業を進めます。

第3章 会議等

第8条（総会）総会は会長が年1回召集し、会の基本方針、事業など重要事項を決定します。また、必要に応じて開催することができます。

第9条（役員会）役員会は必要に応じて会長が招集し、運営に必要な次の諸事項を審議し、決定します。

- (1)会長の選任
- (2)事務局長、事業部長および事業副部長の選任
- (3)事業計画および報告
- (4)予算および決算
- (5)会員の入会及び退会
- (6)会則の改正
- (7)その他本会の運営に関し、必要な事項

②役員会は会長、事務局長、各事業部長および副部長により構成します。

③会長およびその他の役員の任期は1年とし、再任を妨げません。

第4章 経理

第10条 この会の経費は会費、寄付金、官民からの委託金、補助金、広告料およびその他の収入によってまかさないます。

②この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とし、監査を受けます。

付則 この会則は2008年10月1日から施行します。

付則 この会則は2018年4月1日から施行します。

付則 この会則は2021年4月18日から施行します。